

カードシステム運用ガイドライン

2010年11月13日施行

2015年07月26日改訂

2019年10月22日改訂

1. カードシステム適応イベントについて
 - 1) 学術講演会（学術委員会）
 - 2) 各研究会イベントの全て
 - 3) 研究発表大会の入場登録（シンポジウム，セミナー個別では行わない）

2. PCとバーコードリーダーの扱い
 - 1) CTGUM，関東DR研究会，関東RT研究会，関東MR研究会，関東Angio研究会，関東核医学研究会で，所持する
 - 2) 研究発表大会の際には全て回収して利用する

3. カードシステム運用の一連の作業
 - 1) カードシステムの一連の作業は学術委員会・各研究会が行う
イベント申請→イベントデータダウンロード→PCへの登録→仮カード準備
→開催現場へのセット搬送→現場会場での受付登録→セットの搬出
→登録データのアップロード
 - 2) 研究発表大会の上記作業は，学術委員会が行う（実行委員会ではない）

4. その他
 - 1) PC，バーコードリーダーの新規購入・更新に関する機種選定は，広報・渉外委員会が担当する．購入は学術委員会が担務する．

 - 2) カードシステム運用の全体的な管理，ハードウェアを含めた不具合等は学術委員会
が対応する．広報・渉外委員会はハードウェア不具合が起きた場合，必要に応じてサ
ポートする

 - 3) 新規研究会の発足時にはPCを追加する
 - 4) PCのインターネットへの接続は禁止する